

ザスパ草津サッカー試合運営管理規程

第1条(規程の対象)

株式会社草津温泉フットボールクラブ(以下「ザスパ草津」という。)により制定される「ザスパ草津サッカー試合運営管理規程」(以下「本規程」という。)の目的は、リーグ戦等当クラブが主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保することにある。本規程を、ザスパ草津の管理下にあるスタジアムその他の施設に入場し、または入場しようとする全ての者は遵守しなければならない。なお、本規定はザスパ草津が必要に応じて改定することができる。

第2条(定義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 【試合】 リーグ戦等試合実施要項の全ての試合をいう。
- 2) 【施設】 試合運営のためにザスパ草津が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。
- 3) 運営・安全責任者 Jクラブ実行委員または実行委員代理をいう。
- 4) 運営担当・セキュリティ担当 運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。
- 5) 警備従事員 大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第3条(運営担当・セキュリティ担当)

警備従業員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当およびセキュリティ担当が含まれる。

第4条(持ち込み禁止物)

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、Jリーグ統一禁止事項の持ち込み禁止物および次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- 1) ビン、缶、その他投擲により危険物になるおそれがある物
※ドリンクにつきましては、紙コップへの移し替えにご協力ください。
※クーラーボックスを持ち込まれる場合は、ゲートにて中身を確認させていただく場合がございます。
- 2) ペット(※介助犬等は除く)
- 3) ホイッスル、ガスホーン等競技の進行を妨害するおそれのある物
- 4) 政治的、思想的もしくは宗教的な主義や主張、観念を表示し、もしくは連想させ、または個人を中傷する等、大会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、幕、旗、ゼッケン、印刷物等
- 5) 特定の会社、営利団体の宣伝を目的として、会社名、製品名等を表示した物(特定の会社、製品等を連想させる物を含む)
- 6) 応援の統率以外を目的とした拡声器、ハンドマイク、トラメガ、太鼓等
- 7) その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑、危険を及ぼす等のおそれがあると警備従事員が認める物

第5条(禁止行為)

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においてもJリーグ統一禁止行為および次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 正当なチケットまたはADカードを所持せず、入場すること。
- 2) 管理者もしくは警備従事員によって立入制限区域と示され、または立入りが禁止された区域に正当な理由なく立入ること。
- 3) 抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為。
- 4) 勧誘、演説、集会、布教、商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為。
- 5) 所定の場所以外に車両もしくは自転車を乗り入れ、駐車、駐輪すること。
- 6) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影、ビデオを撮影すること。
- 7) 大会の音声、映像、描写もしくは結果の全部、一部をインターネットその他のメディアを通じて配信すること。
- 8) トランペット等周辺住民に迷惑となるような鳴り物を使用すること。
- 9) 所定の場所以外に横断幕・垂れ幕等を取り付けること。
- 10) 座席に立っての観戦。
- 11) 傘をさしての観戦。
- 12) 所定の場所以外での大旗を振っての応援。
- 13) 所定の場所以外での喫煙。
- 14) その他、試合の運営、進行を妨害し、他人に迷惑、危険を及ぼす等のおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。

第6条(遵守規程)

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1) チケット、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- 2) 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 3) ゴミは所定の場所に分別して廃棄、または持ち帰ること。

第7条(入場拒否、退場命令)

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1) 運営・安全責任者は、第4条、第5条又は第6条の規程に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、及び第3条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
- 2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。
- 3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、又は施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第8条(権限の委任)

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

株式会社草津温泉フットボールクラブ